

◆高木真理委員 民主党・無所属の会の高木真理です。

予算委員会、県で初めてですので、緊張しておりますが、是非よろしく願いいたします。

ちょっと質問項目が多いので、できればコンパクトな御回答をいただければ助かります。すみません。

まず、来年度予算でありますけれども、厳しい財政状況の中で3分野、エコタウン、ウーマノミクス、健康長寿、ここにポイントを絞って特徴を出した予算だというふうに評価をしております。

また、予算編成手法においても、A経費とB経費に分けて見直し可能なものはゼロベースから見直して、ただシーリングをかけるといった手法ではなく、めり張りを出している、こういった点についても評価をさせていただきたいと思えます。

そういった前提に立ちまして、まず1番にお聞きをしたいのが、自立自尊と財政の健全性の維持についてであります。

まず、自立自尊の定義から入りたいと思うんですけれども、よく出てくるキーワードの一つでありまして、ただ、伺っていると、使われ方が幾つかにわたっているのかなという気がいたしますので、確認したいと思えます。一つには問題解決のできていない政府を当てにせず、埼玉独自に埼玉モデルを発信していくんだというのが一つ。あともう一つ、県や国に頼らずに市町村が地域内の支え合いなどで元気にやっていく仕組みを作る、こういった二つの使われ方があるのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 自立自尊というのは、いわゆる自分自身をもっと見直して、尊敬するに値したいぐらい自分自身の価値を高めろというような意味も込めています。当然、自立ですから個人も自立しようと、市町村も自立しましょうと、都道府県も自立しましょうと、国家もやっぱり自立すべきだというふうに思います。

いろんな同盟やいろんな組合せがありますが、基本にはやっぱりそういう自立自尊の心構えがなくて、世の中が回るわけがないというふうに私は思っておりますので、ジョン・F・ケネディの国家が皆さんに何ができるかというものを問うのではなくて、皆さんが国家に何ができるかを問いたまえという、大上段に構えたあの演説こそ、ある意味では必要なことではないかというふうに考えるところです。

○神谷裕之委員長 高木委員。

◆高木真理委員 ありがとうございました。

いろいろな意味を包含している自立自尊だということを伺いました。

それで、財政のほうに話を進めたいと思うんですけれども、そういったことであれば、県も国に頼らずに誇りを持ってやっていくということがあるかと思えます。お金の面で国にお尻をふいてもらわなければいけないようでは、自立自尊、政府を当てにせずと胸を張れないのではないかということで、そういった面から、先ほども財政状況、借金の残高が増えているということをとって心配する向きがあるという御質問がありましたけれども、その中で、県独自でコントロールできる借金は減らしているという現実もあります。

県民の皆さんの分かりやすさとしては、一つ、プライマリーバランスという指標が分かりやすいのではないかというふうに思うんですが、いろいろ資料を拝見すると強調されておられません。しかし、これも県の独自債が、臨時財政対策債を含まない形ではプライマリーバランスはプラスを達成しているかと思うんですが、プライマリーバランスについての考え方を伺いたいと思えます。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 御承知のとおり、プライマリーバランスは借金以外の収入でその年の借金の返済以外の支出というもののバランスがとれているかということでございます。そういう点でいくと、今の地方財政制度は、東京都を除けば地方交付税が前提になって制度ができております。その地方交付税も臨時財政対策債というのがまた組み込まれた形になっていますので、通常で言うところの借金を除いた形の中でのプライマリーバランス論でなかなかけりにつかない。無理に当てはめれば赤字になって、埼玉県の場合は496億円の赤と。ところが、もし臨時財政対策債を現金でいただいていたとすると、そうすると逆に954億円の黒になると。だから、現金でいただければ本当に埼玉県というのは超黒字と、プライマリーバランスに関してはですね。じゃ、プライマリーバランスが超黒字だからむちゃくちゃ健全かという、これもまた言えないところがつらいところで、ただ単年度単年度そうしたプライマリーバランスをきちっと黒で維持していくということは、基本的にやっぱり大事なことだというふうに私自身は認識しておりますが、今の制度の中では、これを余り重要視してアピールしても、現実的には意味がないのではなかろうかというような認識を私は持っております。

○神谷裕之委員長 高木委員。

◆高木真理委員 ありがとうございます。よく分かりました。

先ほど来からの議論でも、問題は臨時財政対策債だということはよく分かるわけありますけれども、国が地方交付税を払えなくて借金の空手形を押しつけてくる、国は自らの破綻をある意味認めているようなものだとも思います。本当に県は憤慨して当然だというふうに思いますが、政府を当てにせず自立自尊でいくという場合に、この臨時財政対策債をも含めた債務残高を減らすというところまで努力をしていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

併せて、債務を減らそうという努力は大いに認めるところなのですが、活力を失わないようなできるだけだけの努力をして、このくらいですよという減らし方なのか、それとも削減目標を立てて進もうとしていらっしゃるのか、そこを伺いたいと思います。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 まず、後段の部分からの質問にお答えします。

目標を立てて今年度何%削減しようと思って削減しているわけではありません。ただ、基本的に、県債のコントロールできる部分は、大枠の中で減らそうという努力はしております。だから年度年度によって十分減らし切れない部分もありますし、あと償還のタイミングなんかもありますので、たくさん償還をする場合にはそのお金が必要になってきますので、余り減らせないとか、逆に、償還額が少ないときなんかは余裕が出てきますので、たくさん減らせるとか、もういろんな要素があります。

公共事業論でも、私は、比較的国の事業費が増えているときには少し県は抑えてもいいのかなど。逆に国の公共事業が減っているときには少し増やしておかないと全体としてのバランスがとれないとか、そういうことを考えておりますので、一つ一つについては総合的に考えておるということをまず御理解いただきたいと思います。

それから、この部分を含めて減らせないかという議論ですが、この部分を減らすとなると、基準財政需要額という国が定めた一定程度のいわば行政のミニマムを確保するものの積み上げがありますので、これを減らす話になってくると、県に余裕のあるお金を全部そこにつぎ込まなくちゃいけないようになってきますので、今度は県が何かを仕掛けようとする部分の費用が全くなくなってしまうので、いわば新規に事業を行うとか、集中的にその事業でお金を使うとか、そういうことが全くできなくなってしまうので、やはり地方交付税で見た部分に関しては、きちっと国が算定した基準財政需要額に満たぬ部分をカバーするという地方財政制度の枠の中ですので、これはこれで活用せざるを得ないと。もしこれを活用しないとすると、先ほど言ったとおりになってしまいますので、これはこれで活用したいと思います。

むしろ、こういう制度になっていること、東京都を除いてAA+の埼玉県ですらも地方交付税をもらわなければやっていけないような、こういう財政制度になっていること自体をやっぱり変えてもらわなくちゃいけませんので、安住大臣や五十嵐副大臣にいいかげんなことをいつまでもやるなと厳しく追求しておいてください。

○神谷裕之委員長 高木委員。

◆高木真理委員 知事から注文もいただきましたけれども、次に進みたいと思います。

次は、私が12月の一般質問でも伺った公共施設の維持管理、更新に関する費用についてであります。

これからの公共施設の維持管理は人口減少の社会に入って大変になるという危機感が私にはございます。12月の答弁では、平成25年度末までに中長期修繕計画を立てる

ということでありまして、作業中ということになるのかと思いますけれども、そういった危機感の中で予算案を見ると、少々余裕があるんだなと感じられる計画も見受けられるわけです。

例えば、西部地域振興ふれあい拠点でありまして、川越市さんの分で市民会館の建替えに当たるホール、これは絶対必要だと思います。あるいは時代の要請の市民活動支援センター、こういった施設ができてくる。あるいは、県も川越の地方庁舎、これはもう老朽化をしておりますので建て替えなければいけない。これは必要性の部分は理解をします。

しかし、インキュベーション施設は民間にもございますし、狭山市にも今造っているという話もございます。あるいは、民間施設の部分におきましては、県は定期借地権のリスクしか負わないというふうに伺っておりますけれども、私も現地に行ってみたくはありますが、現在西口のあの予定地というのは、現在は余りにぎわいの感じられない立地でありまして、ここに回遊性を高め、にぎわいと交流を促進する施設整備というコンセプトで造られるようでありまして、民間施設が更に大通りから奥まったところに配置をされてしまったりしております、大丈夫なんだろうかという若干疑問、心配もしております。

新しく建てれば維持管理、更新のコストが発生するという事を考えれば、建てるときから新規事業であってもファシリティマネジメントの観点は重要だと思うんですが、こちらの施設に関してはそれをどう組み込んでいるのか伺います。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 以前は、60年なんかの国債償還ルールに従って、60年もてばということなんかが前提になっていたようなことを聞いておりますが、今、私たちが新しく物を作る場合には、100年住宅ではありませんが、100年を原則として維持できるような仕組みづくりはやっぱり基本として考えております。

つまり、躯体を頑丈にすると。その代わりというわけではありませんが、変更可能な間仕切りだとか、あるいは設備配管の集中化で、施設整備の部分について改修が簡単になるようにしておくとか、こういう部分を重視しながら、一方では躯体を頑丈にしてもつようにすると。一方では間仕切りだとか設備改修関係なんかがやりやすいようにしておくとか、そういう形でできるだけ長くもたせると、こういうことを意識した作り方を考えておるところでございます。

全体としての話もいただきました。にぎわいづくりなんか若干疑問を持っておられるようなお話も伺いました。問題は、川越市との都市計画全体の中でどういう回遊路を作っていくとか、そういうことともつながってくるかと思いますので、こういう御指摘をいただいた点も含めて、できるだけ川越市と共同して意義のあるものにしていきたいと思っております。

○神谷裕之委員長 高木委員。

◆高木真理委員 よろしくお願いをいたします。

それでは、大きな2番の項目に移らせていただきます。ウーマノミクスの推進について。

先ほどの細田議員の質問の中にもウーマノミクスについて理念を含めて語っていただきましたので、随分いろいろなことが明らかになってきているかと思えますけれども、私も3大プロジェクトの一つにこれが入ったことを大変歓迎をしております。そして取組の成果に大いに期待をするところであります。

そこで、導入として伺うんですけれども、県職員数の男女比と管理職における男女比の開きについて。まず、隗より始めよという部分はあるかと思えます。県にもできないことを民間に偉そうに進めてくれとは言えないと思うわけでありまして。しかし、県職員全体に女性の占める割合は36.2%であるのに対し、部長級、副部長級とも女性は3.6%、課長でも6.7%、採用試験を女性だけに簡単にしているとは思えないので、なぜかなと思うんですけれども、知事に御見解を伺いたいと思えます。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 私も実は就任以来このことが悩ましい課題だなというふうに思って、意識をしております。特に、直近の新入社員というんでしょうか、新入職員などは、このところ女性が42%ぐらいでしょうか、42.1%ですね、ここ3年の平均で。大体4割を超えるぐらいまで新しい職員が入ってきておりますので、これから上がっていくのかというふうに思うんですが、確かに御指摘のように36.2%女性職員がいるにもかかわらず、副課長級以上の管理職の割合が5.9%だと。課長級のほうが少しいいわけですけれども、次の課長になる副課長級以上も5.9%ということですので、いかにもやっぱり少ないと。

なぜかというふうに思わざるを得ないところではあります。以前は確かに女性の採用は少なかったと。30%だとか、20%だとか、そういうこともあって、これから増えてくるはずであろうと思われるところですが、それでも少ないというふうに私は思って、いろいろ聞いてみました。

一つは、いわゆる将来幹部になろうという人たちの主査試験というのがあるんですが、その受験率が低いと。なぜだということではあります。一つは、男女平等な社会ではあります。共働きの場合、夫のほうを優先させて私のほうが忙しくなっちゃまずいと、そう遠慮をされていると思われる節が1点あります。それから、やっぱり子育てとか結婚を機にお辞めになるということで、女性の割合が若干減ってくるという、こういう二つの方法で結果的には女性の管理職が少なくなってくる。

特に、やはり役付きになって忙しくなったり面倒くさいことを避けようじゃないかと、御家庭のために、そういう意識も働いているのかなと思っておりますので、正しくそれが今の日本社会の現状だということですから、正にウーマノミクス運動というものを提言して、そういう空気というのを避けて、できれば、イクメンの素ではありませんが、男性もやっぱり育児にお手伝いをするとか、それから今はもうめっちゃ減っており

ますが、残業するのが趣味みたいな会社というのは、やっぱり必ずしもいい会社じゃないよということを県庁は今やっておりますし、3連休のときに3日目に来るやつは悪人だと、こういうふうな言い方を今しておりますので、あとどんどん職員の数が減っているのに、残業の数はどんどん減っています。これもやっぱり効率のいい仕事をするという仕組みがどんどんでき上がっておりますので、上司といえども、むしろ積極的に先にみんな帰ろうぜと言って帰れるような、そういうものを作ることで、私は女性の管理職が堂々と手を挙げてなれるようなものにすべきだというふうに考えているところです。

○神谷裕之委員長 高木委員。

◆高木真理委員 ありがとうございます。

やはり女性の場合、子育ての負担が重い時期などに昇進して大変なことがあるだとか、ちょっと遠いところまで勤務しなきゃいけないと大変なのではないかといったようなことが今まで働いてきた要素というのはあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういった子育ての負担が重い時期などでも女性のハンデにならない働き方をサポートできる人事管理、そっちができるかどうかというのも一つのポイントかと思っておりますので、是非取り組んでいただきたいと思っております。

次の質問はちょっと時間がなさそうなので飛ばしますが、県男性職員における育児休業の取得率について伺いたいと思っていたのは、4%という何か数字なわけですけども、私は、1週間でもいいから、男性職員も全員育児休業をとっていただきたいと思うわけです。そこで1週間の育児経験をしたかどうか、その後の県政のいろんな政策に生きてくると思っています。ただ、これがとられていないというのは、忙しい職場に迷惑かけられないかと皆さん思うというのが一番大きいのかと思うんですが、これも、管理職のほうでも半ば強制的に言っていただいて、忙しくなってもここはうまく回すよというような人事管理ができるようにしていただく必要があるのかなと思ってここを質問させていただこうと思っておりました。ちょっと飛ばしてしまいますけれども。

〔何事か言う人あり〕

◆高木真理委員 聞いてほしいという今意見がありましたので、すみません、ではそこについて知事の御見解を伺います。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 御指摘の点がございましたので、少し頑張れということで激励しましたら、育児休業を取得した県の職員は22年度は5名だったんですが、23年度は11名になりました。だから、御指摘のように5日間思い切ってば一んととれと、こういう御提案もなかなか意義のある御提案かもしれませんので、全部ではなくて、部ごとにずらしながらやってみるとか、そんなことも可能なのかなと思っておりますので、何らかの形で生かさせていただきたいと思っております。

○神谷裕之委員長 高木委員。

◆高木真理委員 今回の答弁をいただいて本当によかったと思います。ありがとうございます。

そこで、次に伺いたいのが、今二つ伺いましたけれども、私は女性がライフステージがいろいろ変化をして大変な時期もあるけれども、そこを超えて能力を発揮するのに、この二つのポイントというのが一つのヒントを含んでいるからだというふうに思って伺いました。

育児休業制度や短時間勤務制度があるだけでは駄目で、制度を使える環境にあるか、使うと言っただけで解雇や昇進から外されることがないか、これが重要だと思っております。短時間で休む人など難しくなる人事管理の能力が要求されるんだというふうに思いますが、知事は、ウーマノミクス成功の肝、これをどちらにあるとお考えでしょうか、伺います。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 私は、ウーマノミクスを成功させる肝は企業の経営者や管理職に成功事例をきちっと見せることだと思っています。例えば、埼玉を代表する企業の社長からこういうお話を私伺いました。子育て中の女性が6時間働いて、もちろん二、三割給料は減りません、当然。実はと、余り大きな声で言えないんだけど。6時間で8時間の内容を働いてくれていると。正に本人のやっぱり皆さんに対する御配慮があるので、本人の責任感が強力に出て、来る前から準備をしていて、そしていい内容の仕事をして、お先に失礼しますという感じで失礼をしていると。それで給料が二、三十%減っていて6時間で8時間働いているということですから、会社的には逆に言うとメリットがあったということなんです、そういう成功事例を多くの企業経営者の方々に私たちはやっぱり見せる必要があると。そのための2,000社訪問であり、そしてそういうことを実践している会社を毎年500社ぐらい表彰して、社会のマインドとして絶対マイナスじゃないと、少子化対策にもなると、そして社会の働き手が増えることによって、やはり国の財務も地方の財務も強くなると。もう一石三鳥、四鳥、五鳥だということを必死になってやっぱり訴えるべきだと思います。

そういうマインドができ上がれば、これはマイナスの部分というのを消すための努力が職場の中でおのずから出てくると、私はそんなふうに理解しております。

○神谷裕之委員長 高木委員。

◆高木真理委員 ありがとうございました。

今、成功事例を積極的に伝えていくことが鍵だというお話があって、そのためにも2,000社訪問というお話がありましたので、次に質問をしようと思っておりました多様な働き方推進事業、正に2,000社を訪問する事業、これは私も大変期待をするところなのでありますけれども、これの進め方、成果が出せる方法になっているか伺います。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 比較的県庁の皆さんはこうした営業活動をしないで済むと思って入った人たちばかりだったので、しかし、企業誘致のために企業訪問をした経験を持つメンバーが非常に増えてきました。そういうこともあり、最近では積極的に外に出る仕事が、結構好きになったとは申しませんが、極端な嫌いという世界ではもうなくなってきておまして、埼玉県の職員は、ムーブメントを起こすのが得意だというふうになってもらいたいというふうに思っておりますので、正しくこの多様な働き方推進事業では、11人の普及員が県内中小企業を訪問して、経営者、人事担当者に先ほど申し上げたような話をどんどん提案して、制度の定義に向けての意識改革を促していくようなことを徹底してやりたいというふうに思っております。

こうしたことをやるのが、やはり埼玉県の特徴だと思います。民間の防犯パトロールもやっぱり口説いているんです。あるいは、アスポート事業などで、生活保護世帯の子供たちを学習塾代わりに学生を集めて福祉部のメンバーが一所懸命指導しているのも、これはやっぱりムーブメントなんですね。ただ号令かけてやっているわけじゃなくて、本人たちが一所懸命汗を流しているんです。こういうことがやっぱりできるような職員にならないと、本当に役人ではないと私は思っておりますので、ウーマノミクスについても、これはもう社会の要請であり、正に日本国が抱える課題を解決する大変重要な課題だということをもっと強く訴えられるように、いろんな形で展開したいというふうに考えます。

○神谷裕之委員長 高木委員。

◆高木真理委員 ありがとうございます。

丁寧なやりとりを職員の方が口説くというような形でしていただけるということなので、期待をさせていただきたいと思います。2,000社、数も多いので、ただ短時間勤務制度を導入してください、これからは小さいところもみんなやらなきゃいけないんですよと言って、押しなべて回るだけのようなことでは成果が出ませんので、なかなか経営者の方もそれまでやってきたやり方もあって難しいところもあるかと思いますが、そこを口説いていただいて、定着をさせていただければというふうに思います。

ちょっと残り時間がないので、その次の女性向けいちおしサービスPR事業は質問を割愛をさせていただきます。

3番に移ります。

県からの補助金等配分の考え方について伺います。残時間が気になってきておりますので、二つ項目をまとめて質問をしてまいります。

まず1点目が、県と市町村の役割を明確にする観点から見直された県単独補助金について伺いたいと思うんですけれども、これも私が12月の一般質問で伺った問題であります。地方分権をするということは、市町村がまずできることをやる、これが重要。そのためには、県は細かい補助金で介入せずに、私の提案としては一括交付金的にはどうかという提案で、知事の御答弁は否定的でありましたが、その中でも知事は、県と



市町村の役割を明確にする観点から県単補助金はこれからも改革するという旨の御発言をいただいております。来年度予算で、この点から見直された補助金があるか、まず1点目に伺います。

そして、2点目に伺いたいと思っているのが、政令市・中核市・特例市を除外する基準についてであります。補助金を見ておりますと、私、さいたま市選出でありますので、さいたま市が除かれているかどうかというのがやはり気になって見ているわけでありましてけれども、これは結構あるわけですね。それはそれなりの理由があってさいたま市が外れるということがあるのは、それはいたし方がないことであつたり、そういうものであるというふうには理解をします。

改めて、今回資料をもらって政令市・中核市・特例市がそれぞれ受け取れない補助金がどれかという一覧表をいただきましたけれども、それなりに数がある。それぞれの都市制度からくる理由でそうなっているものもあると思います。除かれるのには理由があつてのことと思いますが、この理由が不明確になってくると、同じ県民税を出しているのに、さいたま市では、あるいは中核市になっているところでは、特例市では受け取れないじゃないかという不公平性に対する不満というものが、やはり県民の中からも出てくると思います。

そういった要らぬ誤解を招かぬためにも、基準は明確であるべきだと思うんですけれども、実態についてはどうか、考え方について伺います。よろしく申し上げます。

○神谷裕之委員長 上田清司知事。

◎知事 そもそも、県と市町村はそれぞれ役割が明確に区分されておりますので、それに応じた財源配分もされているというのが実態であります。ただ、県として一定の政策目標を持っている。例えば犯罪を減らそうということで防犯のまちづくり運動をやろうということで、各市町村に一定の補助金を出すことで、もっと頑張りませんかという形の推奨的な補助金を提供する場合があります。それから、ふるさと創造資金のように、一定枠を設けて市町村が地域の実情を踏まえてある程度自由にできるような枠組みを考えている補助金もあります。

ただ、それでも、例えば自由提案枠を減額する一方で、創エネ・省エネの取組に対する1億円の補助枠を新設するというようなこともやったりして、県の政策をより浸透させるというような形で行う場合もありますので、これはもうケース・バイ・ケースで、基本的にやっぱり県の政策を推奨するというのが基本の第一になっているということです。

なお、政令市・中核市・特例市を除外する基準については、技術的な事項でございますので、企画財政部長から答えさせます。

○神谷裕之委員長 下仲宏卓企画財政部長。

◎企画財政部長 県からの補助金につきまして、政令市・中核市・特例市を除外する基準についてでございます。

政令市等を補助対象としていない補助金につきましては、国の要綱などにより制度上直接国から政令市等に補助されることから、県の補助金の対象外となっているものがございます。例えば、放課後児童クラブの運営費補助につきましては、政令市と中核市は国から直接補助金が交付されておりますので対象外としております。

また、政令市は、交付税算定上の加算など市の裁量によって使える財源、これが一般の市町村と比べて一定程度確保されているという状況がございます。そのため、政令市等への移行の際に、県と該当市が協議を行った上で補助対象から除外することを決定したのもございます。例えば、さいたま市につきましては乳幼児の医療費助成、また家庭保育室への運営費補助はさいたま市と川越市を補助対象外としております。

なお、特例市につきましては、除外しているのは予算規模が120万円の市町村交通事故防止特別対策事業しかございません。

このように、財政上の状況が政令市、また中核市等につきましては異なっておりますことから、一部の補助金については政令市等を補助対象外としているものでございます。

○神谷裕之委員長 高木委員の質疑は終了いたしました。